

国民健康保険

こんなときは、14日以内に届け出をお願いします。届け出が必要な方と別世帯の方が届け出をする場合は、別途、委任状が必要となります。

○国保に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入したとき	転出証明書、本人確認書類
職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、本人確認書類
職場の健康保険の被扶養者をはずれたとき	
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、本人確認書類
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類

○国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村へ転出するとき	保険証、本人確認書類
職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、本人確認書類
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の加入者が死亡したとき	亡くなった方の保険証、本人確認書類、死亡診断書
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、本人確認書類

○その他

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わったとき	保険証、本人確認書類
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、本人確認書類
保険証の紛失・汚損のとき	本人確認書類

● 問い合わせ窓口 ● 保険年金課 ☎ 247-1341 (直通)

国民年金保険料の産前産後免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が申請により免除されます。免除された期間は、保険料を納付した場合と同様に、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○必要なもの 年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの、申請者の本人確認書類、母子健康手帳

● 問い合わせ窓口 ● 保険年金課 ☎ 247-1341 (直通)